

《青森県社会保険委員会連合会からのお願い》

1 社会保険委員とは

社会保険委員とは、年金事務所を通じて厚生労働大臣が委嘱する「年金委員」と全国健康保険協会支部長が委嘱する「健康保険委員」の総称で、事業主をはじめ被保険者やそのご家族と、年金事務所・協会けんぽとを結ぶ「パイプ役」としてご活躍いただいている協力者の方々です。

具体的には社会保険（健康保険・厚生年金保険のこと。以下、同様。）の適用・給付・その他の事項について積極的に広報、相談及び助言等を行い、社会保険事業の周知及びその円滑な運営を図ることを目的に活動しております。

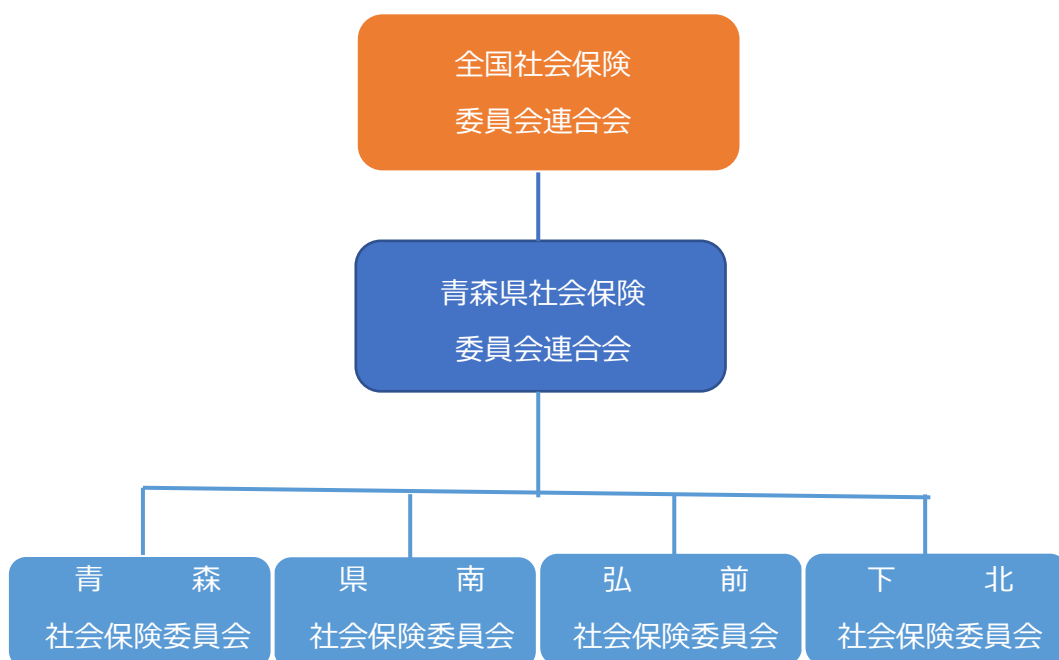
2 活動内容

社会保険委員は、年金事務所や協会けんぽと連携をとりながら、事業主や加入者に対して次のような活動を行っています。

- ① 社会保険に関する指導及び相談対応
- ② 社会保険制度に係る広報（チラシの回覧・配付等）
- ③ 各種保険活動及びその他社会保険事業の推進のために必要な業務
- ④ 上記の活動を行うための知識の習得（研修会への参加等）

3 社会保険委員会

社会保険委員会は、県内の各年金事務所の管轄ごとに設置しており、年金事務所や協会けんぽと連携して研修会を開催するなど、各委員の活動をフォローし、また、各委員が知識や情報を交換し合い、委員活動の向上を図ることを目的に組織されています。



おねがい

事業主様におかれましては、事務担当者を「年金委員」「健康保険委員」にそれぞれ推薦くださいますようお願いいたします。

さらに、各年金事務所の管轄ごとに設置しております社会保険委員会への加入もご配慮くださいますようお願いいたします。

なお、年会費が必要となりますが、各委員会において年額が違っております。

青森	1人 5,000円	県南	1事業所 4,000円
弘前	1人 4,000円	下北	1人 5,000円

年金委員の推薦は事業主様より「年金委員推薦書（職域型）」を管轄の年金事務所へ提出していただくことになります。

推薦書は日本年金機構のホームページよりダウンロード・印刷した後、ご記入いただき、郵送にてお届け願います。

健康保険委員の応募は事業主様より「健康保険委員応募申込書」を全国健康保険協会青森支部へ提出していただくことになります。

応募申込書は全国健康保険協会青森支部ホームページよりダウンロード・印刷した後、ご記入いただき、ファックスまたは郵送にてお届け願います。

社会保険委員会への加入は事業主様より「各社会保険委員会入会申込書」をご記入いただき、ファックスまたは郵送にて青森県社会保険委員会連合会事務局へお届け願います。

《青森県社会保険委員会連合会事務局》

全国健康保険協会青森支部 企画総務グループ まで

〒030-8552 青森市長島2-25-3 ニッセイ青森センタービル8階

FAX 017-721-2668